

栃賃審発 0821 第 1 号
令和 8 年 8 月 21 日

栃 木 労 働 局 長
中 野 知 基 殿

栃木地方最低賃金審議会
会長 藤 井 亮 二

栃木地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和 8 年 8 月 21 日貴職から、8 月 5 日付け栃木県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する佐野地区労働組合・わたらせユニオン、栃木県公務公共一般労働組合、栃木県労働組合総連合、JMITU 労働組合、全国福祉保育労働組合栃木支部、とちぎコープ労働組合及び姿川のいちご園他賛同農業経営者からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議をした結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和 8 年 8 月 5 日付け答申どおり決定することが適当である。



栃賃審発 0821 第 2 号
令和 8 年 8 月 21 日

栃 木 労 働 局 長
中 野 知 基 殿

栃木地方最低賃金審議会
会 長 藤 井 亮 二

栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について（答申）

当審議会は、令和 8 年 8 月 5 日付け栃労発基 0805 第 1 号をもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について、慎重に審議した結果、下記の最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

- 1 栃木県塗料製造業最低賃金
(平成 20 年栃木労働局最低賃金公示第 2 号)
- 2 栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
(平成 20 年栃木労働局最低賃金公示第 3 号)
- 3 栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
(平成 20 年栃木労働局最低賃金公示第 4 号)
- 4 栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金
(平成 20 年栃木労働局最低賃金公示第 5 号)
- 5 栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金
(平成 20 年栃木労働局最低賃金公示第 6 号)



栃賃審発 0821 第 3 号
令和 8 年 8 月 21 日

栃 木 労 働 局 長
中 野 知 基 殿

栃木地方最低賃金審議会
会 長 藤 井 亮 二

栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について（答申）

当審議会は、令和 8 年 8 月 5 日付け栃労発基 0805 第 1 号をもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について、慎重に審議した結果、栃木県各種商品小売業最低賃金（平成 20 年栃木労働局最低賃金公示第 7 号）について改正決定する必要があるとの結論に達したので答申する。